

農業所得「収支内訳書」は確定申告までに

農業所得の「収支内訳書」の用紙・減価償却計算例は、市内各公民館、市役所税務課、ウェルス幸手、老人福祉センターおよびコミュニティセンターで配布していますので、確定申告が始まるまでに作成していただくようお願いします。

※申告書は、郵送、信書便にて
の收受、納付相談を行います。
申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受け取りを行います。

問合せ 春日部税務署 48(733)2111
電話 0

所得税の確定申告の相談および申告の受付

対象 人(住宅借入金等特別控除を受ける人や、給与・年金以外の所得のある人など)
○年金を受けている人
○給与所得者で医療費控除を除きます

期間 2月1日(金)～15日
※土曜、日曜、祝日は除く。
午後1時～4時

税理士による税理士事務所還付申告無料相談

税理士会では、お近くの税理士事務所で、所得税の還付申告相談および確定申告書の作成・提出を無料で行います。

内容 (1)平成19年分「公的年金等の源泉徴収票」「給与所得の源泉徴収税額のある人に

当日用意する物 (1)医療費の領収書(1年分) (2)医療費控除を受ける人の合計額を計算してきてください。 (3)保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの (4)印鑑

※源泉徴収税額のある人に

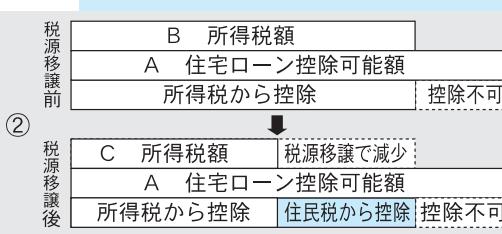
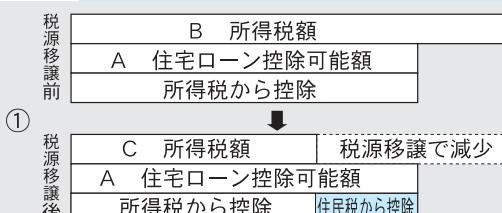
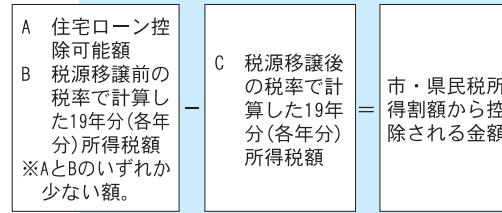
○年の中途で退職または就職した人で、相談内容や相談時間などをご確認ください。

問い合わせ 税理士会春日部支局 67春日部市中央1寿ビル3F 387470※午前9時～正午、午後1時～4時。
部事務局(平)344-00

(2)医療費控除を受ける人の合計額を計算してきてください。 (2)保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの (3)印鑑

※還付金を振り込む預金の口座番号などを申告者名義のものをメモしてください。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)



▼所得税で控除しきれなかった額を市・県民税から控除できます

税源移譲の実施により、住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない場合、税源移譲前の税率で計算した19年分(各年分)所得税額※AとBのいずれか少ない額。

対象 平成11年1月1日～平成18年12月31日に入居し、既に住宅ローン控除の適用を受け、左の①または②のどちらかの条件を満たす人

申告書の発送 平成19年1月1日現在の住所が幸手市で、対象となる人には、今月上旬に関係書類を郵送

※平成19年1月2日以降に他市町村から幸手市に住所を移した人、また、該当する人で書類が届かない場合は税務課までご連絡ください。

申告方法 住宅ローン控除の申告は、控除期間中毎年必要です。毎年3月15日(今年は3月17日)までに、市役所に申告してください。なお、確定申告をする人については、税務署を経由して確定申告書とともに申告できます。

※詳しくは、郵送される書類をご覧ください。

問合せ 税務課(43)1111内線133、134・FAX(43)1125

所得税の還付申告説明会を開催

市では、所得税の還付申告説明会を開催します。この説明会では、申告書の記載方法などの説明を聞きながら、自分で申告書を作成することができます。なお、予定された開始時間に説明が始まりますのでご注意ください。

とき 1月30日(水)、31日(木)、2月4日(月)、5日(火)

午前の部／9時30分から受付、10時説明開始

午後の部／1時から受付、1時30分説明開始

内容 下記のとおり

ところ ウエルス幸手2階研修室

問合せ 税務課(43)1111内線133、134・FAX(43)1125



住宅借入金等特別控除 開催日：1月30日(水)

▼対象

平成19年分の収入が給与所得のみで、年末調整済の人(控除を受ける要件)※新築住宅の場合。

- ・住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ・家屋の床面積(登記面積)が50m²以上であること
- ・床面積の1/2以上が専ら自己の居住用であること
- ・控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること
- ・民間の金融機関や住宅金融公庫などを利用していること
- ・住宅ローンなどの返済期間が10年以上で、月賦のように分割返済すること
- ※中古住宅や増改築などの場合は要件が異なります。

※借入金に連帯債務があるときは、負担割合を明らかにする必要があります。

- ①平成19年分源泉徴収票
- ②印鑑、ボールペン、計算機
- ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号
- ④申告者本人の住民票
- ⑤家屋の登記事項証明書または登記簿謄(抄)本
- ⑥請負契約書または売買契約書(収入印紙貼付のもの)の写し

⑦住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(2か所以上から交付を受けている場合はそのすべての証明書)

⑧建築確認済証または検査証の写し ⑨増改築等工事証明書(増改築の場合のみ)

- ⑩住宅ローンなどに含まれる敷地などの購入に係るローンについて、この控除を受ける場合は、その敷地の登記事項証明書と取得価額や取得年月日など明らかになる書類(敷地などの分譲に係る契約書など)の写し

医療費控除 開催日：1月31日(木)

▼対象

平成19年分の収入が給与所得のみ(年末調整済)で医療費控除額が出る人(医療費控除の計算方法)

19年中に支払った医療費ー保険などで補てんされた金額=A

A-(「10万円」または「所得の5%」のいずれか少ない方の額)=医療費控除額(最高200万円)

▼用意する物

- ①平成19年分源泉徴収票
- ②印鑑、ボールペン、計算機
- ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号
- ④医療費の領収書
- ⑤保険などで補てんされた金額のわかるもの

※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。

※計算の結果、還付にならない場合もあります。

公的年金受給者 開催日：2月4日(月)・5日(火)

▼対象

平成19年中の収入が公的年金だけで、源泉徴収された所得税がある人

- ①平成19年分源泉徴収票
- ②印鑑、ボールペン、計算機
- ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号
- ④生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ)

⑤社会保険料(国民年金や国民健康保険・介護保険料など)の証明書、医療費の領収書など

※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。

※計算の結果、還付にならない場合もあります。

※2月4日、5日の公的年金受給者の説明会については、午前、午後(2日間計4回)で対象地区の割振りをさせていただいております。詳しくは本号折込チラシ「公的年金を受けている方へ」をご覧ください。